登別市避難行動要支援者避難支援プラン

令和5年12月作成登別市

目 次

第1章	基を	本的な考え方	
	1	趣旨	1
	2	計画の位置付け	
	3	用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	避難	難行動要支援者の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3章	避難	雑支援等関係者の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第4章	避難	難行動要支援者名簿の作成及び更新	
	1	避難行動要支援者の把握及び名簿の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2	避難行動要支援者名簿の記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	3	避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に関する同意確認 ・・・・・・	7
	4	同意を得た避難行動要支援者の名簿情報の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5	避難行動要支援者名簿の市の取り扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6	避難行動要支援者名簿の情報更新・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第5章	平常	常時における登別市の取り組み	
	1	制度の周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	2	市の支援体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	3	地域支援者の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	4	避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ç
第6章	災害	書時等における登別市の取り組み	
	1	避難行動要支援者名簿を平常時から提供することに不同意であった	
		方への避難支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2	不同意を含む避難行動要支援者名簿の提供先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ĝ
	3	避難のための情報伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4		
	5	災害時の市の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第7章	平常	常時における地域の取り組み	
	1	避難支援等関係者及び地域支援者の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	避難支援等関係者名簿の取り扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	3		11

笙 8 章	災害	等における地域等の取り組み	
713 O T	1	安否確認の実施 ·········· 1	1
	2	避難誘導の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	3	避難支援等関係者の安全確保の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	3	避無又接守関係有の女主唯体の指直 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第9章	避難	行動要支援者自身の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	12
第10章	個	引避難計画の作成	
	1	個別避難計画作成の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	2	個別避難計画の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	3	個別避難計画の作成	
	4	個別避難計画の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
	5	個別避難計画の更新 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
	6	個別避難計画の保管 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
第 11 章	避	難所の整備	
	1	避難行動要支援者の名簿情報の引継ぎ ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
	2	避難所の環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
	3	福祉避難所の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
《様式》			
(様式第	1 号	· 分) 登別市避難行動要支援者名簿(兼きずなづくり台帳一覧)	
(様式第	2号	分) 登別市避難行動要支援者名簿登録申請書(兼きずなづくり台帳)	
(様式第			

災害対策基本法(抜粋)

- ・第49条の10
- ・第49条の11
- ・第49条の12
- 第49条の13
- ・第49条の14
- 第49条の15
- ・第49条の16
- 第49条の17
- •第50条第2項
- •第56条

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。) において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保 を図るために特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の避難支 援対策の推進は、防災対策上の重要な課題として認識されています。

国は、平成23年の東日本大震災においては、多くの高齢者や障がい者が犠牲となったほか、消防職員・消防団員や民生委員などの多数の支援者も犠牲となったことを教訓に、平成25年に災害対策基本法(以下「法」という。)を改正し、市町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務化するとともに、同名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)を作成しました。

しかし、ほぼ全国の自治体で名簿の作成が進んでいるのにも関わらず、近年における豪雨災害において、依然として高齢者等の被害の割合が高い状況から、国は、災害時の避難支援をさらに実効性のあるものとすべく、令和3年5月の法改正により、市町村に避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を努力義務化し、留意すべき事項及び関連する参考となる事項をその内容とした取組指針に改定しました。

このことから、本プランは、災害時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るため、本市における避難行動要支援者名簿の作成及び配布、個別避難計画作成の推進等を行い、災害時の避難支援をさらに実効性のあるものとすることを目的として策定したものです。

2 計画の位置付け

本プランは、「登別市地域防災計画」の避難行動要支援者等の要配慮者に関する対 策計画を具体化したものであり、その下位計画と位置付けます。

3 用語の定義

この計画における基本的な用語の意味は次のとおりです。

(1)要配慮者

高齢者や障がい者、乳幼児等、災害時に特に配慮が必要な方(法第8条第2項第 15号)

(2)避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難確保を図るために特に支援を要する方(法第49条の10第1項)

(3)避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための基礎とする名簿(法第49条の10第1項)

(4) 避難支援等関係者

消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の 避難支援等の実施に携わる関係者(法第49条の11第2項)

(5) 地域支援者

災害時に避難行動要支援者の安否確認、情報伝達、避難誘導等を行い、避難行動 要支援者を支援する近隣住民や協力者

(6) 個別避難計画

避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画(法第49条の14第1項)

<避難行動要支援者への支援イメージ>





4

同意した方の 名簿情報の提供

避難支援等関係者





消防署·消防団、警察機関、民生委員·児童委員、 社会福祉協議会、町内会等(自主防災組織)

<u>平常時</u>に受けられる支援

- ・日常からの見守りや声かけ
- 避難準備支援
- 防災訓練 など

5



避難行動要支援者

※社会福祉施設入所者や入院患者など の方は、施設管理者の対応となります。



名簿情報を平常時から

支援者に提供してよいか確認



同意

災害時に受けられる支援

- ・避難連絡、避難誘導に関する支援
- 安否確認
- 救助活動



6

第2章 避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者の対象は、在宅で自ら避難することが困難であり、次の要件のいずれかに該当する方です。

- ①要介護3~5の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1級又は2級の方
- ③療育手帳の障がいの程度がA判定の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤難病患者(特定疾患等)
- ⑥上記以外で避難支援等が必要な方
- ※社会福祉施設入所者や長期入院等で自宅にいない方、又は同居家族等の支援が受けられ避難が可能な方は、対象から除く。

第3章 避難支援等関係者の役割

避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者とそれぞれの役割については、次の とおりです。

避難支援等関係者		役割
消防署	災害時	・火災等の各種災害救助活動
	平常時	・地域での避難訓練参加、防火・防災啓発活動
消防団	災害時	・火災等の各種災害救助活動 ・災害時における安否確認への協力
警察機関	災害時	・災害時における安否確認への協力及び救助支援 ・災害時における交通整理、避難誘導
民生委員・	平常時	・小地域ネットワーク活動等により、日ごろからの声かけ、避難行動要支援者の見守り活動
児童委員	災害時	・避難情報の伝達、安否確認、避難誘導 ・避難所等における避難行動要支援者の相談対応
	平常時	・小地域ネットワーク活動の実施等を通じた、日ごろから地域内における支援団体との連携・協力体制の構築
社会福祉協議会	災害時	・市と連携し、避難所や被災者等とのニーズの的確な把握とボランティア活動を行う人の受け入れ ・ボランティアの効果的な活動へのコーディネート体制の整備
町内会等 (自主防災組織)	平常時	・小地域ネットワーク活動等により、日頃から避難行動 要支援者や避難支援等関係者との顔合わせ、安否確認 の方法、避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などの 実施
	災害時	・避難情報の伝達、安否確認、避難誘導

<避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係図>

地域の住民

要配慮者

高齢者や障がい者、乳幼児等、災害時に特に配慮が必要な方

自宅で生活している人たち

避難行動要支援者

- ・自力で避難できない方
- ・家族等の避難支援が得られない方
- ・家族だけでは避難が困難な方

自宅以外で生活 している人たち

- 施設入所者
- 長期入院患者

支援

避難支援等関係者

- 消防署 消防団
- 警察機関
- ・民生委員・児童委員
- 社会福祉協議会
- 町内会等(自主防災組織)

地域支援者

- 近隣住民
- ・その他避難支援が可能な方

第4章 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

- 1 避難行動要支援者の把握及び名簿の作成 市は、次の方法により避難行動要支援者を把握し、名簿を作成します。
- (1) 社会福祉協議会からの情報提供による把握
 - ① 社会福祉協議会は、該当する地区の民生委員や町内会を通じて各世帯に「きずなづくり台帳」を配布・回収し、その地区における避難行動要支援者の所在を把握します。
 - ② 社会福祉協議会は、回収したきずなづくり台帳を取りまとめて市に提出します。

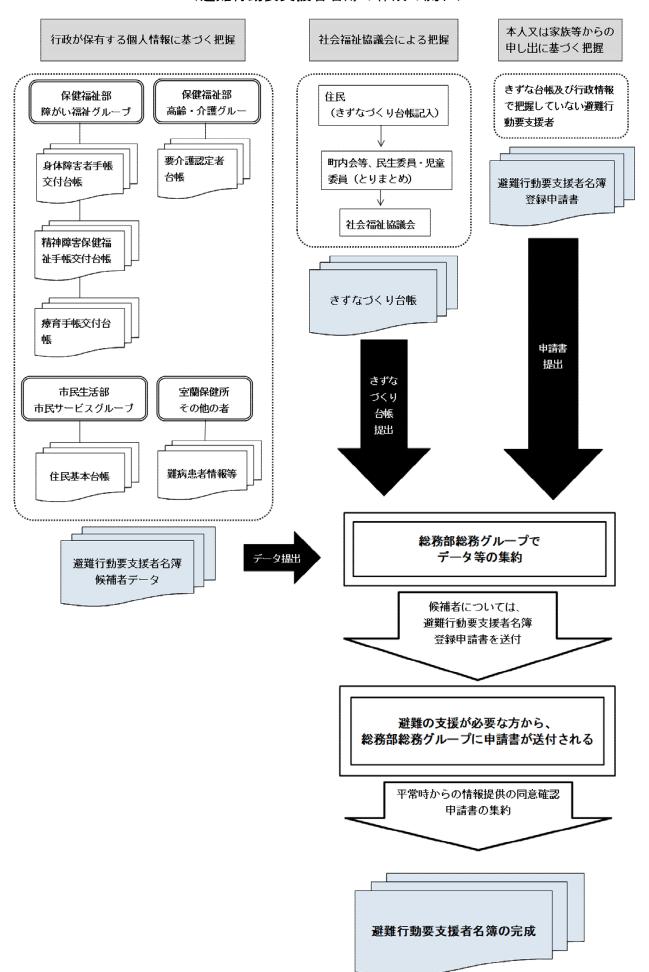
(窓口:総務部総務グループ)

- (2) 市や北海道等が保有する個人情報に基づく避難行動要支援者の把握
 - ① 市は、市が保有する要介護認定者や障がい者など、関係部局で把握している 避難行動要支援者に関する情報を集約します。

また、難病患者や市が把握していない情報の取得が必要な場合は、法第49条の10第4項に基づき北海道知事その他の者に対して情報提供を求めます。

- ② 市は、①により抽出した避難行動要支援者の対象者に対して、避難行動要支援者名簿登録申請書(兼きずなづくり台帳)(様式2)を郵送により送付し、手上げ方式にて避難の支援が必要な方を確認します。
- (3)本人又は家族等からの申し出に基づく避難行動要支援者の把握 社会福祉協議会や市が把握していない避難行動要支援者が存在する可能性があ ることから、市は、本プランの周知に努め、登録の申し出があった場合は、避難 行動要支援者の要件に該当しているかを確認します。

<避難行動要支援者名簿の作成の流れ>



2 避難行動要支援者名簿の記載事項

登別市避難行動要支援者名簿(兼きずなづくり台帳一覧)(様式1)の記載内容は、次のとおりです。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- 4 住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に関する同意確認

避難行動要支援者の災害時における安全と安心を確保するためには、平常時から 避難行動要支援者と地域の避難支援等関係者が相談し、避難行動を検討することが 有効です。

そのため、平常時から、避難行動要支援者の個人情報を避難支援等関係者に情報 提供することについて、市は、避難行動要支援者名簿登録申請書により、同意の確 認を行います。

4 同意を得た避難行動要支援者の名簿情報の提供

市は、情報提供することについて同意を得た方の避難行動要支援者名簿を、平常時から、当該避難行動要支援者の避難支援を担当する地域の避難支援等関係者へ提供します。

名簿の提供は、電子データ又は紙媒体によるものとします。

また、市は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう次のことについて指導を行います。

- ①避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態 区分や障害等級等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含ま れるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避 難支援等関係者に限り提供する。
- ②市の一地区の町内会等(自主防災組織)に対して市内全体の避難行動要支援者名 簿を提供しないなど、無用に共有、利用しない。
- ③避難支援等関係者に対し守秘義務が課せられていることを十分説明する。
- ④施錠可能な場所へ、避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ⑤受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ⑥避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内 部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ⑦名簿情報の取扱状況を報告させる。
- 8名簿情報の返却・廃棄等の情報漏洩防止のための措置を行う。
- ⑨個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

5 避難行動要支援者名簿の市の取り扱い

避難行動要支援者名簿の作成及び更新については総務部総務グループで行い、保管について総務部総務グループは電子データ及び紙媒体で保管し、保健福祉部社会福祉グループは電子データで保管します。

6 避難行動要支援者名簿の情報更新・共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため、次のとおり避難行動要支援者名簿を更新します。

- ①行政情報等により、新たに避難行動要支援者に該当する者について、名簿登録申請書を郵送で送付し、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供する ことについて同意の確認を行う。
- ②社会福祉協議会から、きずなづくり台帳の更新情報を受理し、避難行動要支援者 名簿に反映する。
- ③転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、「住所」については、 各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。
- ④避難行動要支援者が社会福祉施設へ入所、又は医療機関へ長期入院していること を把握した場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。

(2) 更新の頻度

(1) により、少なくても年1回、避難行動要支援者名簿を更新します。

(3) 避難行動要支援者名簿の情報共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変更が生じた場合、又は転居 や入院・入所等により、避難行動要支援者名簿から削除された場合は、その情報を 市及び避難支援等関係者間で共有します。

第5章 平常時における登別市の取り組み

1 制度の周知

市は、関係部署の窓口や広報紙、ウェブサイト等により、この支援プランの周知 を行います。

2 市の支援体制

市は、各部局等がそれぞれの専門知識を活用しながら、地域住民や防災関係機関等と連携し、次のとおり避難支援対策に取り組むものとします。

主管部局	所掌事務
	・避難行動要支援者避難支援プランの周知
	・避難行動要支援者名簿の作成及び更新
	・避難行動要支援者名簿情報の外部提供
総務部	・避難行動要支援者名簿登録申請書の受付
	・避難支援活動への協力
	・福祉避難所の指定、協定及び調査
	・個別避難計画の作成及び作成支援
	・避難行動要支援者名簿作成に係る個人情報の収集・整理
保健福祉部	・窓口での避難行動要支援者避難支援プランの周知
	・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成支援
	・避難行動要支援者名簿作成に係る個人情報の収集・整理
市民生活部	・窓口での避難行動要支援者避難支援プランの周知

3 地域支援者の拡充

市は、平常時から民間企業とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援の拡充に努めます。

4 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、庁用車の活用のほか、運送業者等と協定を締結するなど、移送手段の拡充に努めます。

第6章 災害時における登別市の取り組み

- 1 避難行動要支援者名簿を平常時から提供することに不同意であった方への避難支援 平常時からの情報提供に同意していない方については、災害時にのみ、避難支援 等関係者へ情報を共有し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めます。
- 2 不同意を含む避難行動要支援者名簿の提供先

災害時に、自衛隊や都道府県警察からの応援など、他地域から避難支援等の支援 が受けられる場合は、避難支援等関係者と同様に名簿を提供します。

なお、個人情報について、適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、 情報漏えいの防止のための必要な措置を講ずるよう努めます。

3 避難のための情報伝達

市は、災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難することができるよう、地域防災計画に基づき、避難指示などの避難情報を適時適切に発令します。

避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い 段階での避難行動を促進できるよう、情報伝達において次のような配慮を行いま す。

- ①高齢者や障がい者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに 的確に伝わるようにする。
- ②障がいの種類によって、必要とする情報伝達の方法等が異なることに留意する。
- ③高齢者や障がい者等に合った必要な情報を流す。

4 多様な手段の活用による情報伝達

市は、災害時に迅速かつ着実な避難情報が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴をふまえ、次のとおり多様な情報手段を確保します。

- ① 防災行政無線
- ② テレビ、ラジオ放送
- ③ FM びゅ~ (割り込み放送)
- ③ エリアメール、緊急速報メール
- ④ 登別市防災メール
- ⑤ 登別市公式ウェブサイト、X、LINE、Facebook
- ⑥ 広報車
- ⑦ 連合町内会の緊急災害時情報伝達網

5 災害時の市の体制

市の体制については、登別市地域防災計画「第1編 総則・防災組織 第3章 防災組織 第2節 災害対策本部」に定めているとおりとします。

第7章 平常時における地域の取り組み

避難行動要支援者の避難支援を円滑かつ迅速に実施するためには、平常時から住民 同士が小地域ネットワーク活動等による見守りや声かけ等を行い、災害時には協力し て地域の避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制の構築に努めます。

1 避難支援等関係者及び地域支援者の役割

避難支援等関係者及び地域支援者は、地域等にいる避難行動要支援者に対し、見守りや声かけ等を通じて信頼関係を保つよう努めます。

2 避難行動要支援者名簿の取り扱い

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿提供に同意した 避難行動要支援者のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保 を図るため、法第49条の13に基づき守秘義務が課せられます。

守秘義務については、名簿提供を受けたことによって知り得た避難行動要支援者に 関する秘密を将来にわたり正当な理由なく他者に漏らしてはならないものです。

また、名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た情報である家

庭環境、人種、国籍、門地、信条等も秘密に該当します。

※町内会等(自主防災組織)の構成員など、職務としてではなく善意に基づき無償で避難支援等に携わる方については、名簿情報の受領について過度な心理的負担を課し、「共助」による避難支援等の裾野自体を限定的なものとすることのないよう、守秘義務違反に対する罰則は設けられておりません。ただし、この場合においても、名簿情報が漏えいし、民事上の損害賠償訴訟が提起された場合には、義務違反が不法行為責任の認定根拠となり得ることから、市は取り扱いには十分留意するよう周知します。

3 防災訓練の実施

地域での情報伝達や避難支援等の防災訓練を実施する際には、避難行動要支援者 の

避難支援が実際に機能するかを可能な限り検証し、改善について検討を行います。

第8章 災害時における地域等の取り組み

災害時の行政による支援体制が整うまでには、一定の時間を要することから、災害発生直後の避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導は、近隣同士の小地域ネットワーク活動等による地域住民の対応や、避難支援等関係者及び地域支援者による対応が求められます。

1 安否確認の実施

安否確認を行う際は、避難行動要支援者名簿を有効に活用します。

また、安否が不明な避難行動要支援者については、避難所担当の市職員を通して、本部や各避難所等と連絡をとり所在確認を行い、必要に応じて、消防機関等に救助要請を行います。



2 避難誘導の実施

(1)避難場所・避難所

災害時に避難が必要な場合、避難支援等関係者及び地域支援者は、避難行動要 支援者を市が指定した避難場所や避難所のほか、広場や地域の会館など一時的に 安全な場所への避難を支援します。

なお、避難場所や避難所は、災害の種類や状況により使用できない場合がある ことも留意します。

(2)避難経路

避難経路については、事前に防災マップなどの確認により危険箇所を把握し、

車いす・担架などの移動手段や所要時間を考慮しつつ、安全かつ最短で避難可能 な経路を通り避難します。

3 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援については、避難支援等関係者本人とその家族等の身の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で実施するものとします。

小地域ネットワーク活動 町内会等 安否確認 (自主防災組織) 避艦類 避難支援等関係者 安否確認 民生委員・児童委員 避難支援 要配慮者 社会福祉協議会 地域支援者 (近隣住民等) 避難行動要支援者 消防機関 救助 (消防署・消防団) 避難受入れ 避難生活支援 警察機関 避断等 福祉避難所 避難行動要支援者名簿の提供 ★(福祉)避難所の運営、環境整備 ★ 災害情報の提供 災害情報の提供 登 別 市

<災害時の支援体制>

第9章 避難行動要支援者自身の役割

避難行動要支援者自身の役割は、次のとおりです。

項目	役割
隣近所や地域支援 者等との関係づく り	・最寄りの民生委員・児童委員や地域支援者等の把握 ・地域のさまざまな機会を捉え、隣近所や地域支援者等との信頼 関係を築くための日ごろからの関係づくり ・市や地域で実施する防災訓練等への積極的な参加
必要な支援内容の 伝達	・災害時に必要な支援について、町内会等(自主防災組織)や民 生委員・児童委員などの支援者への的確な伝達
避難経路の確認	・自宅から避難場所等までの避難経路の事前確認
非常持ち出し品等 の準備	・非常持ち出し品等の出入口付近への備え ・薬や医療器具など特別な持ち出し品の周囲への情報伝達・表示

災害に備えた備蓄	・最低3日間、推奨1週間の食料及び飲料水の常備備蓄
外出時の備え	・周囲の人に速やかに支援して欲しい必要事項を記載したカード やそれぞれの状態に応じて必要なものの携帯

第10章 個別避難計画の作成

1 個別避難計画作成の推進

避難行動要支援者の災害時における安全と安心を確保するためには、避難行動要 支援者と避難支援等関係者が相談し、事前に避難行動を検討することが有効です。

このため、市は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援方法について定めた個別避難計画を作成するとともに、避難支援等関係者及び地域支援者に対して、個別避難計画作成の協力を促します。

2 個別避難計画の内容

個別避難計画(様式3)の内容は、避難行動要支援者名簿に記載した事項のほか、次のとおりです。

- ①避難支援等を実施する支援町内会
- ②避難施設その他の避難場所等に関する事項
- ③その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 個別避難計画の作成

個別避難計画の作成については、避難支援等関係者及び地域支援者が、提供された避難行動要支援者名簿をもとに、特に人的支援を要する避難行動要支援者本人、 又はその家族等とともに、各地区における実情をふまえ、支援する必要事項等を記載して市に提出します。

市は、提出のあった個別避難計画をとりまとめ、不足事項等を関係者に確認しながら補記します。

また、避難支援等関係者及び地域支援者の不在や被災等により、避難行動要支援者への支援が困難となる場合があることについて周知に努めます。

4 個別避難計画の管理

市は、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者に個別避難計画を提供するとともに、避難支援等関係者が個別避難計画の適正な管理を行うよう、第4章の4「同意を得た避難行動要支援者の名簿情報の提供」の①から⑧に準じ指導を行います。

5 個別避難計画の更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、市は、個別避難計画の内容に変更が生じた場合は、更新を行い適正な状態で管理するよう努めます。

6 個別避難計画の保管

個別避難計画の保管については、総務部総務グループは電子データ及び紙媒体で保管し、保健福祉部社会福祉グループは電子データで保管します。

第11章 避難所の整備

1 避難行動要支援者の名簿情報の引継ぎ

避難支援等関係者は、避難所に避難行動要支援者が避難しているかを確認し、避 難していた場合は、名簿情報を避難所運営者に引継ぎ活用します。

2 避難所の環境整備

避難行動要支援者は、日常的に介護等の支援を必要とする場合が多く、避難所に 指定されている施設においても介護・支援等が必要となるケースが予想されます。

特に、避難所生活が長期化する場合には、介護・支援等の必要性が高まるものと考えられることから、市は、避難所に福祉スペース等を設置するなど、避難行動要支援者の利用にも配慮した備蓄や環境整備に努めます。

3 福祉避難所の確保

市は、通常の避難所での避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、福祉避難所の確保に努めます。